

# 熊本県立劇場舞台吊物装置等保守点検業務仕様書

この仕様書は、熊本県立劇場舞台吊物装置等保守点検業務について規定する。

## 1 業務名

熊本県立劇場舞台吊物装置等保守点検業務

## 2 場 所

熊本市中央区大江2丁目7番1号 熊本県立劇場コンサートホール、演劇ホール

## 3 委託期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

## 4 委託範囲

下記の舞台吊物等について、受託者は装置等を安全かつ最良の状態に維持するとともに、不測の事故や故障に当たっては、直ちに修理等の適切な処置を講ずるものとする。

### (1) コンサートホール機構部

名 称・数 量	
絞りどん帳昇降装置	1基
跳ね上げ天井昇降装置	1基
吊物バトン昇降装置	1基
プロセスピーカー昇降装置	1基
昇降壁昇降装置	1基
照明器具（シャンデリア）昇降装置	10基
ひな段迫り装置	3基

詳細は別紙「コンサートホール舞台機構仕様一覧表」、「コンサートホール照明器具（シャンデリア）昇降装置仕様一覧表」、「コンサートホールひな段迫り装置一覧表」を参照。

### (2) 演劇ホール機構部

名 称・数 量	
どん帳昇降装置	1基
暗転幕昇降装置	1基
オペラカーテン昇降開閉装置	1基
照明バトン昇降装置	17基
一文字幕バトン昇降装置	9基
袖幕バトン昇降開閉装置（東西幕バトン含む）	7基
吊物バトン昇降装置（プロセニウムバトン含む）	25基
引割幕昇降開閉装置（バック幕含む）	5基
ポータルタワー（走行式）	1基

詳細は別紙「演劇ホール舞台吊物装置一覧表」を参照。

### (3) 制御部

名 称・数 量	
・コンサートホール	
吊物装置制御盤	1 式
吊物装置操作盤	1 式
ひな段迫り装置制御盤	1 式
ひな段迫り装置操作盤	1 式
・演劇ホール	
吊物装置制御盤	1 式
吊物装置操作盤（移動卓、リモート操作器含む）	1 式

## 5 一般事項

- (1) 保守点検業務は必要に応じ、委託者の立会いのうで実施することとする。
- (2) 受託者は、委託業務の安全管理については「労働安全衛生法」等関係法規の定めるところにより常に管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努めることとする。
- (3) 業務区域内に人員の通行があるときは、これらの交通に安全な施策を施すとともに、必要に応じて整理員を置くこととする。
- (4) 保守点検実施に必要な機材、工具、消耗品などは受託者の負担とし、電力、ガス、水道の使用料は委託者の負担とする。
- (5) 保守点検業務が期間内に完了しないときは、事前に委託者と協議のうで工期を延伸するものとする。
- (6) 本仕様書に疑義を生じた場合は、委託者と協議のうで実施する。

## 6 実施回数

年 3 回（通常保守点検 2 回、精密保守点検 1 回）、ただし日程については事前に委託者と協議する。

## 7 保守業務の内容

### (1) 通常保守点検（年 2 回）

#### ①機構部の保守点検

吊物機構設備及び迫り機構設備について次の作業を行う。

- ・周辺環境の目視点検（安全な運転環境の確保）
- ・外観目視点検（装置全体、各構成機器及び部品類の状態）
- ・機器の動作点検（動作不良、異音、不具合、機能障害）
- ・機械類の整備、調整（駆動装置の構成機器に対する機械整備と調整）
- ・各部取付ボルト類の締付確認
- ・可動部の点検整備（駆動装置以外の可動部の点検整備）
- ・ワイヤーロープの調整（吊物装置の水平レベル、張り具合）
- ・各部の清掃（機械及び装置周辺清掃、異物の除去）
- ・給油、給脂（歯車、ラックギア、軸受、ローラーチェーン等）
- ・安全装置類の作動試験（保安スイッチ）
- ・総合運転確認

#### ②制御部の保守点検（制御盤・操作盤）

吊物機構設備及び迫り機構の制御部について、次の作業を行う。

- ・周辺環境の目視点検（安全な運転環境の確保）
- ・外観目視点検（盤面及び盤内の電気品全般の外観異常）
- ・異音・異臭の有無
- ・配線の状態、端子の締付、ハンダ部の確認
- ・盤内清掃（塵埃の除去、フィルター清掃）
- ・運転時の動作確認（動作不良、不具合、機能障害）
- ・表示灯の点灯確認
- ・操作スイッチ類の不具合の有無
- ・ファイナル、非常停止の動作・復帰確認
- ・インターロック確認試験

〈備考〉

- ・操作スイッチ、表示灯、リレー、リミットスイッチ類について不良が発生した時は、予備と交換すること。
- ・その他の電気部品で予備が用意されているものは、その場で交換すること。（ただし、特別に現場調整を伴うものや容易に交換することができないものを除く。）

## (2) 精密保守点検（年1回）

通常保守点検の内容に以下の点検項目を追加する。

- ・各種センサー、制御部（パルスジェネレータ、タッチセンサー、エンコーダ、ロードセル、PLC、I/O盤などの動作確認、調整）
- ・インバータ機能（電源、昇降可変速制御、巻上状況、各種センサーとの状況確認、調整）
- ・位置管理システム（吊物ワイヤ、リミットスイッチ、CP入力と補正、調整）
- ・積載量表示機能（無負荷時、荷重時の表示、荷重変動時の異常検知、速度制限、緊急停止）
- ・制御盤、操作盤（電子部品の精密点検、ページ設定：複数本同時操作の運転、調整）
- ・各装置の絶縁抵抗測定、運転時の負荷電流測定

## 8 作業終了後の処理

- (1) 作業用機材等は、速やかに現場より搬出するとともに、現場清掃を行い、もとの状態に復帰すること。
- (2) 補修または交換した不良部品を整理し、理由を付し委託者に提出すること。
- (3) 保守点検業務を行った結果、備品の寿命による自然消耗、破損及び取り扱い不注意により修理を要する場合は、受託者への報告に基づき協議のうえ対策を講ずるものとする。なお、消耗品については受託者の判断により、必要と認める場合は取り替えを行うこととする。

## 9 報告

保守点検業務終了後、速やかに報告書を提出すること。

## 10 検査

委託者が検査を行い、合否を判定する。

### 1 1 保 証

保守点検業務完了後、保守点検に起因する不具合が生じた場合、受託者は速やかに無償修復を行うこと。

### 1 2 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

### 1 3 特記事項

本仕様書に記載なき事項でも、安全かつ良好な機能を完全に維持するために必要と認められる保守、補修は委託者、受託者、協議の上行うものとする。